

<u>テレビ・ラジオ放送</u> <u>入札情報 訓令・通達の公表 意見募集 リンク集 全文検索 メール 公安委員会へ</u> トップページ>安全・安心な生活>交通取締情報>**自転車取締りの強化**

自転車取締りの強化

インフォメーション

- ☆ 改正道路交通法施行細則が施行されました(平成20年7月1日施行)
 - 1 タンデム自転車が公道で利用できます。
 - 〇 大人が2人乗りすることもできます。
 - タンデム自転車は歩道通行ができません。
 - 2 自転車利用時の携帯電話の使用が禁止されます。
 - 違反した場合は、道路交通法の規定により 5万円以下の罰金に処せられます。
 - 3 安全な運転に支障を及ぼす音量での<mark>音楽等の聴取が禁止</mark>されます。
 - 安全な運転に必要な周囲の音声が聞こえない程度の音量で、カーラジオ等を聞いたり、ヘッドホンやイヤホン等を使用してはいけません。
 - 違反した場合は、道路交通法の規定により 5万円以下の罰金 に処せられます。



自転車は車と同じ仲間です

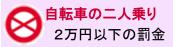
■ 自転車利用者に対する指導取締りの強化

自転車は、手軽な交通手段として子どもから高齢者まで幅広く活用されておりますが、自転車利用者のルール違反やマナーの低下により、自転車と歩行者等との交通事故が増加しております。

そこで、兵庫県警察では街頭活動における指導警告を引き続き強化していきますが、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、警察官の指導警告に従わず違反行為を継続するなど、悪質、危険な交通違反に対しては、検挙措置を講じることとしております。













交通取締情報のページに戻る

▲ページのトップへ

Copyright(C)2005 Hyogo Prefectural Police Department. All rights reserved